

東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 目的、概要

これまで就学奨励費の請求、受領等は支給決定を受けた者が学校長に委任するとしていたが、令和3年度から学校給食費が公会計化されたことに伴い、同費目については令和4年度から学校長ではなく市長が請求、受領等を行うこととする。そのため、委任先の変更をするもの。

また、行政手続のデジタル化の推進の一環として、押印の廃止が可能な様式を変更するものである。

2 改正箇所について

東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

	(新)	(旧)
(受領等の委任) 第8条	支給決定を受けた者は、就学奨励費の請求、受領その他就学奨励費に関する一切の権限を、 <u>市長又は学校長</u> に委任するものとする。この場合において、当該委任を受けた学校長は、当該委任を受けた事務に係る書類を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。	支給決定を受けた者は、就学奨励費の請求、受領その他就学奨励費に関する一切の権限を_____学校長に委任するものとする。この場合において、当該委任を受けた学校長は、当該委任を受けた事務に係る書類を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。
別記様式第4号	「東広島市長 _____」	「東広島市長 印 」